



老朽危険家屋の解体費用を助成します

建設課建設管理係 ☎75-4987

空家などが長期にわたって放置され、適正に管理されないまま老朽化すると、瓦や外壁が落下したり、倒壊したりして、近隣の人や通行人に危険が及ぶ恐れがあります。また、防災や防犯、景観、衛生などの面でも、周囲の環境に悪影響を与えます。

市民の皆さんの安全な生活環境や、まちの良好な景観を維持するために、老朽化して危険性の高い家屋を解体する費用を助成します。

【対象となる建物】

周辺の住環境に悪影響を与え、放置されている木造または軽量鉄骨造の居住の用に供する建築物（付属家を含む）。市の職員が、隣接地に与える影響や破損の程度などについて事前に判定を行い、基準を満たしているもの。既に工事の契約や着工しているものを除きます。

【対象者】

- ・ 建物の所有者、または相続関係者
- ・ 市内の工事施工者が解体工事を行うもの

【助成金額】解体費用の2分の1（上限：50万円）

【募集件数】10件程度 先着順（令和4年度分）



うきは市ブロック塀等撤去費補助事業

建設課建設管理係 ☎75-4987

市では、地震等により倒壊したブロック塀等が、人命に危険を及ぼしたり、緊急車両の通行を妨げたりすることを防ぐため、危険なブロック塀等の撤去費用を補助します。

※ブロック塀等とは、コンクリートブロック造、石造、れんが造、その他の組積造による塀のことです。

【対象となるブロック塀等】

市耐震改修促進計画に定める避難路（国・県・市道や通学路）に面する高さ1メートル以上のブロック塀等で、ひび割れまたは傾きが認められる等、特に危険な状態にあるもの。

※市の職員が現地調査を行い、市で定める「ブロック塀等の診断カルテ」で基準を満たしているものに限る。また、既に工事の契約や着工しているものを除く。

【対象者（3つの要件を満たすもの）】

- ① ブロック塀等の所有者または相続関係者
- ② 市内の工事施工者が撤去工事を行うもの
- ③ 市税に滞納がない者

【補助金額】撤去費用の2分の1（上限10万9千円）

【募集件数】9件程度 先着順（令和4年度分）

株式会社ウクレレより企業版ふるさと納税の寄付をいただきました。

企画財政課企画調整係 ☎73-9152

株式会社ウクレレは、正しい知識や経験、技術を活かし、企業が情報化社会を生き抜くためのIT化、活用を支援する企業です。

このたびICTを活用したうきは市の人材育成の取組に賛同され、ご寄付をいただきました。

